

瀬戸市史編さんに係る基本方針

1 市史編さんの目的

今回の市史編さん事業は、令和 11 年(2029)に迎える「瀬戸市制施行 100 周年記念事業」として取り組むものである。瀬戸のやきものの歴史を新たに掘り起こし、明らかにしていくことにより、市民が地域に対する理解、愛着を深め、地域への誇りを一層育んでいくことを目的としている。

瀬戸市の特徴は、「せともの」という言葉が表しているとおおり、千年以上連綿と行われてきているやきものづくりの歴史である。そのため、瀬戸市史においても、他の市町にはない、やきものの歴史のみを記述した『陶磁史篇』の発刊がなされてきた。この『陶磁史篇』は、「上代から古代まで」、「陶窯の変遷」、「瀬戸の染付焼」、「瀬戸大窯の時代」、「瀬戸の本業焼」、「近世瀬戸焼の生産と流通」のテーマで発刊され、古代から江戸時代までの瀬戸の陶磁史を明らかにしてきた。しかし、最初に発刊された『陶磁史篇三』は昭和 42 年の発刊であり、発刊から 56 年が経過していることから、その間の研究成果が反映されていないこと、また、瀬戸の窯業史の中で大変重要な位置付けである明治時代以降については、通史編での概要記述があるのみであることから、それらを補完していくため今回新たな陶磁史篇を発刊し、瀬戸の窯業史の全容を明らかにしていくものである。

2 市史編さんの基本方針

- (1) 瀬戸市史は瀬戸市の正史であることから、瀬戸市の歴史の全てを明らかにしていくことが求められている。そのため、新たな研究成果が出てきている近世末の陶磁史、そしてこれまで記述されていない近代以降の陶磁史について編さんする。
- (2) 今回の市史は『陶磁史篇』であるため、社会・経済など一般的な歴史のみではなく、陶磁器に関する専門的な知見を加えた、最新の学問的成果を盛り込みながら、学術的に高い水準を目指す。そのため、執筆については、陶磁器や瀬戸市の歴史・技術などの知識を有する専門家を中心に行うものとする。
- (3) 記述については、具体性・客観性を持ったものとする。
- (4) 実際の作品の写真や史資料の図版等を多く掲載するとともに、平易な文章で記載するなど、広く市民に親しみやすくかつ理解しやすい内容・体裁とする。
- (5) これまでの瀬戸市史編さん事業の過程で収集された史資料も活用しながら、地域に限定せず幅広く調査し、埋もれている未発見の史資料の掘り起こしを積極的に行い、活用する。
- (6) 収集した史資料等については、基本的にデータ化を行う。これらのデータは、後に広く市民に公開し、様々な場面で活用出来るようにしていく。
- (7) 市史編さん事業への市民の関心を高めていくため、そして地域の歴史や文化の学びから瀬戸への誇りと愛着を育むため、フォーラムの開催、ホームページや広報紙での情報提供・周知などを行う。

3 市史の構成

瀬戸における陶磁史の中で、新たな研究成果が見られる江戸時代後期の染付焼開発の時代から、既刊の陶磁史篇では扱われていない明治時代以降の陶磁史を記述する。

瀬戸市史の構成は次のとおりとする。

陶磁史篇七…磁器生産の始まりと発展

陶磁史篇八…明治時代以降の瀬戸陶磁

4 市史編さんの期間及び刊行計画

(1) 市史編さんの期間

市史編さん期間は、令和5年度から令和13年度（予定）までとする。

(2) 刊行計画

	内容	令和5年度	6	7	8	9	10	11	12	13			
組織	市史編さん委員会	●	→									随時	
	執筆専門委員任命	●											
	第七巻部会	●	→										
	第八巻部会	●	→										
調査	調査体制の整備	●	→										
	編さん方針の決定	●											
	調査	●	→										
刊行	第七巻						原稿×切	●			10月1日		
	第八巻								原稿×切	●			
	市史だより	●	→									3月頃刊行	
	業者選定・入札					●							

5 市史編さんの組織と役割

市史編さんに係る組織と役割は、次のとおりとする。

① 市史編さん委員会

学識経験者、行政関係者、市民団体等により組織され、市史編さんに係る基本方針や必要事項の決定を行う。

② 専門部会

市史編さん委員会の下部組織として刊行する七巻・八巻ごとに専門部会を設け、市史編さんに係る史資料の調査・収集や整理作業を行い、市史の原稿を執筆する。詳細は別紙（案）のとおり。

③ 市史編さん事務局

経済文化部文化課に設置し、市史編さんに係る事務を行う。